第9期芽室町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について

Ι

計画策定根拠

人福祉

法第20条の8(市町村老人福祉計画)

市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による 事業との供給体制の確保に関する計画を定めるものとする。

法第20条の8【第7項】

市町村老人福祉計画は、介護保険法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画と一体のものとして作成されなければならない。

法第116条(基本指針)

厚生労働大臣は地域における医療及び介護の総合的な確保 の促進に関する法律に規定する総合確保方針に即して、介護 保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本 的な指針を定めるものとする。

介護保険

法第117条(市町村介護保険事業計画)

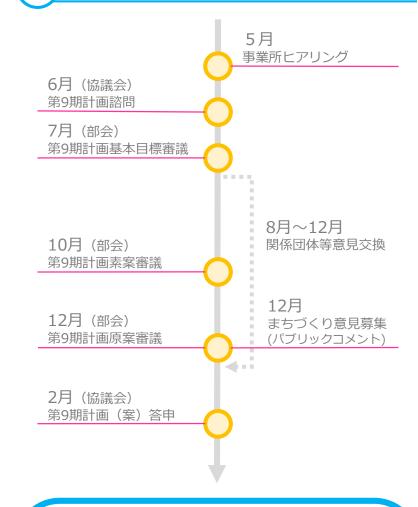
市町村は、基本指針に即して3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

5 市町村は、日常生活圏域ごとにおける被保険者の心身状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して介護保険事業計画を作成するよう努めるものとする。

Ⅱ 進捗状況

- ① 介護予防・日常生活圏域二ーズ調査
- ② 在字介護実態調査

■ 令和5年度スケジュール (主なもの)





第9期芽室町高齢者保健福祉計画 第9期芽室町介護保険事業計画